平成２１年（フ）第９８３号
埼玉県幸手市北１丁目12番２号　グリーンハイツコーマＣ102、旧住所埼玉県草加市稲荷４丁目19番８号　山長荘
債務者　牧子　一美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷411番地５　コーポ中村201号、前住所埼玉県幸手市栄２番３―501号
債務者　三浦　信幸
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９５号
埼玉県比企郡川島町大字中山1168番地１　メゾンドナカヤマ103
債務者　栗原　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５２号
埼玉県児玉郡神川町大字中新里251番地９
債務者　荒木なを子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９０号
千葉県富津市千種新田１番地の１市営住宅２棟402号
債務者　池田　初男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第９４号
千葉県君津市外箕輪301番地24
債務者　八田あき乃
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４７号
千葉県山武郡大網白里町南横川3133番地５
債務者　内山　重子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６３号
千葉県旭市仁玉1968番地３フォーレスト５番館201号
債務者　加瀬　英子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３８６号
新潟市江南区横越中央２丁目９番11号
債務者　本間　　勤
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８７号
新潟市江南区横越中央２丁目９番11号
債務者　本間　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田乙457番地
債務者　稲垣ハルノ
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第６３号
新潟県燕市杣木2318番地２　モンパレス燕１号館102号
債務者　瀬高志年司
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第６６号
新潟県三条市須頃１丁目２番地　ブルーミング県央401
債務者　佐藤　宏美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第９０号
三重県伊勢市佐八町2057番地
債務者　梅田　修身
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
京都府福知山市字岡ノ９番地の36、住民票上の住所京都府福知山市大江町公庄651番地の１
債務者　岩﨑　由果（旧姓九里・東山）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
京都府福知山市厚中町221番地　エストワン203号
債務者　居酒屋スーちゃん２こと　足立　明美（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市四十瀬565番地２フレール大高A102
債務者　立石　修平
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係